

板橋区障がい者自主生産品販売事業実施要綱

(平成 31 年 4 月 1 日 区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、障がい者福祉施設での自主生産品等を販売する場を区が提供する「板橋区障がい者自主生産品販売事業（以下「事業」という。）」について必要な事項を定めることにより、障がい者の就労訓練の場の確保及び障がい者が受ける工賃の向上を支援し、障がい者の自立及び社会参加の推進に資することを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 事業に参加することができる障がい者福祉施設（以下「福祉施設」という。）は、区内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）に基づく指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、及び地域活動支援センターとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、福祉施設の自主生産品の販売その他事業の促進に資すると特に認めた事業者を事業に参加させることができる。

(実施場所等)

第 3 条 事業の実施場所は、区役所本庁舎、区施設及びその他施設等のうち、実施する日時と併せて別途福祉部長が定めるものとする。

(参加の申請等)

第 4 条 事業に参加しようとする福祉施設及び第 2 条第 2 項に規定する事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、障がい者自主生産品販売事業参加申請書（別記第 1 号様式）を区長へ提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を承認する場合、障がい者自主生産品販売事業参加承認書（別記第 2 号様式）を、参加を承認しない場合は、障がい者自主生産品販売事業参加不承認書（別記第 3 号様式）を申請者に交付するものとする。

(実施報告)

第 5 条 前条第 2 項により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、区が別に指定する期日までに売上げに係る報告書を、区長に提出しなければならない。

2 前項のほか、区長は、事業の適正な実施のため必要があると認めたときは、販売状況について事業者に報告を求め、及び関係書類等の提出を求めることができる。

(遵守事項)

第 6 条 事業者は、事業の参加にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること。
- (3) 販売場所等の管理上支障がある、又は公の秩序を害する恐れがある等の事由が生じた  
と認められる場合は、福祉部長の指示に従うこと。

(承認の取消し)

第7条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、第2条に定める要件を満たさなくなつたと認められる場合
- (2) 事業者が、偽りその他の不正の手段により第4条第2項の決定による承認を受けた  
場合
- (3) 事業者が、前条各号に掲げる遵守事項に違反した場合
- (4) 事業者が、事業の目的にそぐわない販売を実施したと認められる場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。(平成31年4月1日)



別記第2号様式（第4条関係）

板橋区障がい者自主生産品販売事業参加承認書

第 号  
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区障がい者自主生産品販売事業実施要綱第4条の規定により、障がい者自主生産品販売事業に参加する事業者として、下記のとおり承認したので通知します。

記

販 売 場 所

承 認 期 間      年      月      日から      年      月      日まで

別記第3号様式

板橋区障がい者自主生産品販売事業参加不承認書

第 号  
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区障がい者自主生産品販売事業実施要綱第4条の規定により、障がい者自主生産品販売事業に参加する事業者として、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認理由